職員の勤務条件等について

- (1) 職員の勤務時間その他の勤務条件 ① 職員の勤務時間 (標準)

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

② 休暇の概更

② 休暇の概要		
種類	概	要
年次有給休暇	1年(暦年)につき20日 年末に年次有給休暇の使用残日数がある に繰り越すことができる。 (残日数が20日を越えない場合は当該	
公務傷病等休暇 病	職員が公務上負傷若しくは疾病し、又はかった場合において、任命権者が公務傷ときは、その療養期間中は病気休暇を与	病又は通勤による傷病と認定した
X 私傷病休暇 休 暇	職員が私事による負傷又は疾病のため療おいて必要と認める期間の病気休暇を与について、任命権者が特に療養を必要とを超えない範囲内で延長することができ	える。ただし、該当負傷又は疾病 認めたときは、当該期間を90日
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母 同居している者で負傷、疾病又は老齢に を営むのに支障がある者の介護をするた 暇を受けることができる。休暇期間中の	より2週間以上にわたり日常生活め、6月の期間内において介護休
特別休暇	特別休暇は、地震・水害・火災その他の し、又は損壊した場合等、特定の事由が	

(参考) 松江市職員の勤務時間・休暇等に関する条例、松江市職員の勤務時間・休暇等に関する規則

③ 特別休暇の種類(主なもの)

種類	付 与 日 数
ドナー休暇	必要と認める期間(骨髄若しくは末梢血幹細胞移植に係る登録又 は骨髄若しくは末梢血幹細胞提供に伴う検査、入院等の場合
ボランティア休暇	5 日以内
産前産後休暇	産前:8週間(多胎妊娠の場合:14週間)、産後:8週間
育児時間休暇	満1歳まで、1日2回それぞれ60分以内 満1歳から満3歳まで、1日2回それぞれ30分以内
子の看護等休暇	5日以内(子が2人以上の場合は、10日以内)
妻の出産補助休暇	入院から出産後2週間の期間で4日以内
慶弔休暇	忌引:配偶者10日、父母7日、子5日、祖父母・兄弟姉妹・父母の配偶者又は配偶者の父母3日、孫・おじ又はおば・子の配偶者又は配偶者の子等1日
結婚休暇	10日以内

(2) 職員の分限及び懲戒処分の状況 ① 分限処分者数(令和6年度)

処分の種類	降任	免 職	休 職	降給	合 計
処分事由					
勤務実績が良くない場合	人	人	人	人	人
					0
心身の故障の場合	人	人	人	人	人
			76		76
職制、定数の改廃、予算の減少に	人	人	人	人	人
により廃職、過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合	人	人	人	人	人
					0
合 計	人	人	人	人	人
一	0	0	76	0	76

② 懲戒処分者数 (令和6年度)

処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
処分事由					
法令に違反した場合	人	人	人	人	人
					0
職務上の義務に違反し又は	人	人	人	人	人
職務を怠った場合					0
全体の奉仕者たるにふさわしく	人	人	人	人	人
ない非行のあった場合			1		1
Δ ⊒L	人	人	人	人	人
合 計	0	0	1	0	1

(3) 職員の服務の状況 ① 職員の年次有給休暇の取得状況

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
A (日)	B (日)		B/C(日)	B/A (%)
43, 465	15, 132	1, 145	13. 2	34. 8

- (注) 1 令和6年1月1日から令和6年12月31日を対象期間としたもの。
 - 2 全対象職員数とは、対象期間の全期間を在職した職員をいう。

② 育児休業の取得状況 (令和6年度)

(単位:人)

	(1 12 . / (
区分	男性	女性
新たに育児休業を取得した者	36	37
前年度から引き続いて取得している者	1	35

③ 介護休暇の取得状況(令和6年度)

(単位:人)

	(平匹・八)
	介護休暇取得者数
男性職員	1
女性職員	0

(4)職員の退職管理の状況(令和6年4月1日現在) ① 退職後に営利企業等に再就職した元職員に対する現職職員への働きかけ規制

規制の対象者	禁止される働きかけの内容	規制期間	根拠
営利企業等への全て	市と再就職先との間の契約・処分等に関する事務であって、離職前5年間の職務に属するものに関する現職職員への働きかけ	離職後2年間	地方公務員 法第38条の 2第1項
の再就職者	市と再就職先との間の契約・処分等に関する事 務であって、自らが決定したものに関する現職 職員への働きかけ	期間の 定めなし	地方公務員 法第38条の 2第5項
離職前5年より前 に、市の部長級の職 に就いていた再就職 者	市と再就職先との間の契約・処分等に関する事務であって、離職前5年より前の当該職としての職務に属するものに関する現職職員への働きかけ	離職後 2年間	地方公務員 法第38条の 2第4項
離職前5年より前 に、市の次長級、課 長級の職に就いてい た再就職者	市と再就職先との間の契約・処分等に関する事務であって、離職前5年より前の当該職としての職務に属するものに関する現職職員への働きかけ	離職後2年間	松江市職員 の退職管理 に関する条 例第2条

② 課長級以上の職に就いていた元職員に対する再就職した場合の届出義務

届出の対象者	課長級以上の職に就いていた元職員
届出の期間	離職後2年間
届出が必要な場合	営利企業以外の法人その他団体に再就職した場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業に再就職した場合※国、地方公共団体に再就職した場合(再任用を含む)は届出不用
届出事項	氏名、再就職日、再就職先の名称・地位等

③ 再就職の状況(令和7年4月1日における離職後2年間に再就職した元職員)

	労利企業以外の注入等			営利企業				
退職時の職位	令和5年度 退職者	令和6年度 退職者	小計	令和5年度 退職者	令和6年度 退職者	小計	再就職 者合計	
部長級		1人	1人		2人	2人	3人	
次長級			0人			0人	0人	
課長級			0人			0人	0人	

[※]国及び地方公共団体に再就職した元職員(再任用を含む)を除く。